

第 編 徴収編

# 16 ~ 19 徴収関係各表

統計表を見る方のために

## 16～19 徴収関係各表

統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

## 16 徴収

この章は、平成 13 年度の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

## 16 - 1 徴収状況

平成 13 年度の国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示した。

徴収決定済額とは、納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額をいう。

収納済額とは、収納された国税の金額をいう。

不納欠損額とは、滞納処分の停止後 3 年経過及び消滅時効の完成等の事由により、納税義務が消滅した国税の金額をいう。

収納未済額とは、徴収決定済額のうち、収納及び不納欠損を終了しない金額をいう。

計数間関係については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - \left[ \boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} \right] = \boxed{\text{収納未済額}}$$

## 16 - 2 物納

平成 13 年度の相続税の物納について、申請、許可、収納等の状況を示した。

収納済額とは、国に完全に所有権が移転された物納財産の金額をいう。

引継額とは、収納済の物納財産を財務局へ引渡した金額をいう。

計数間関係については、次のとおりである。

$$(1) \left[ \boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[ \boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額(本書及び外書)}} \right] = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$(2) \left[ \boxed{\text{許可額(本書)}} + \boxed{\text{前年度収納未済額}} - \boxed{\text{許可取消等の額}} \right] - \boxed{\text{収納済額(本書)}} = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$(3) \left[ \boxed{\text{前年度引継未済額}} + \boxed{\text{収納済額(本書及び外書)}} \right] - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

## 16 - 3 年賦延納

平成 13 年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第 132 条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示した。

計数間関係については、次のとおりである。

$$(1) \left[ \boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[ \boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}} \right] = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$(2) \left( \boxed{\text{前年度繰越収納未済額}} + \boxed{\text{前年度繰越延納額}} + \boxed{\text{本年度許可額}} - \boxed{\text{許可取消額等}} \right) - \boxed{\text{徴収決定未済額}} = \boxed{\text{徴収決定済額}}$$

## 17 還付金

平成 13 年度の国税の還付金（過誤納金を含む。）の支払決定の状況を示した。

還付金とは、年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、

## 16～19 徴収関係

あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を還付する金額をいう。

過誤納金とは、国税の納付があった場合に生ずる国の不当利得の返還金であり、次の二つに分かれる。

- (1) 過納金……納付時には適法とみられる納付であったが、その後の減額更正又は課税の取消し等により、徴収決定済額が減少した場合に発生する超過納付額
- (2) 誤納金……確定した納付すべき税額を超えて納付された金額(確定した納付すべき税額がないのに納付された場合を含む。)

支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいい、支払委託官分とは、それが郵便局扱いのものをいう。

### 18 滞 納

平成 13 年度の国税の滞納について、発生及び整理の状況を示した。

滞納とは、納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合をいう。

滞納処分とは、滞納した納税者の財産を差し押さえ、その差押財産を換価し、その換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続をいう。

計数間の関係については、次のとおりである。

$$\boxed{\text{発生の状況}} - \boxed{\text{整理済滞納}} = \boxed{\text{整理中の滞納}}$$

### 19 振替納税

平成 13 年 12 月 1 日における振替納税の状況を掲げたものである。

## 2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目						調 査 方 法
		徴 収 決 定 済 額	収 納 済 額	不 納 欠 損 額	収 納 未 済 額	件 数	税 額 等 員	
16 - 1 徴収状況								全 数 調 査
(1) 徴収状況	税目別、本年度・繰越分別							
(2) 税務署別徴収状況	本年度・繰越分別							
(3) 税目別・税務署別徴収状況	税目別							
16 - 2 物 納								全 数 調 査
(1) 物納状況								
(2) 物納財産の内訳								
(3) 物納状況の累年比較								
16 - 3 年賦延納								全 数 調 査
(1) 年賦延納状況	税目別							
(2) 年賦延納状況の累年比較								
17 還 付 金								全 数 調 査
還付金の支払決定の状況	税目別							
18 滞 納								全 数 調 査
(1) 発生及び整理の状況								
(2) 税目別発生及び整理の状況	税目別							
(3) 税務署別の発生及び整理の状況								
19 振替納税								全 数 調 査
県別振替納税利用状況	県 別							